

車椅子使用者用便房等と障害者等用設備が設置された 一般便房の整備状況調査 (実施要領／調査票)

本書は旅客施設を対象とした調査要領です。商業施設、道の駅、S A / P A については、別途建築物用を作成し、依頼をしています。

(回答票 A, B の細かな表現ぶりを変更しているのみで、全体的な構成に違いはありません。)

車椅子使用者用便房等と障害者等用設備が設置された一般便房の整備状況調査 実施要領

1. 調査目的

(1) 現状と課題

国土交通省においては、多機能トイレ^{※1}の利用集中を解消するために、平成23年度に「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」を実施し、当該調査の結果を踏まえて多機能トイレにある障害者等用設備^{※2}を一般便房^{※3}内へ分散する取組を推進するための各種ガイドラインの改正等を行うとともに、車椅子使用者、オストメイト等、真に必要な方が必要な時にトイレを利用できるようマナー啓発の取組を実施しているところです。

一方で、

- 1 多機能トイレにある障害者等用設備を一般便房内へ分散する取組の推進等により、トイレの整備状況が変化していると考えられるが、その実態が不明確であること
- 2 バリアフリー化の推進により、様々な移動上の制約を持つ方の外出機会が増加すること等により、多機能トイレの利用状況が変化し、多機能トイレの整備のあり方について、様々な意見があること

から、トイレの整備・利用実態を把握し、そのあり方を検討する必要があります。

車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）



車椅子使用者が利用できる広さや手すりに加え、障害者等用設備のいずれかまたはすべてが設置された便房

障害者等用設備が設置された一般便房



障害者等用設備を一般便房に分散して設置した便房（↑一般用の便器、手すり、ベビーチェア、着替え台が設置された例）

- ※1 「多機能トイレ」とは、車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ交換台、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用できるトイレのことです。
- ※2 「障害者等用設備」とは、手すり、オストメイト用設備、乳幼児連れ用設備（ベビーチェア、おむつ交換台）、大型ベッド、着替え台等のことをいいます。
- ※3 「一般便房」とは、車椅子使用者用便房等ではない一般用の便房です。「便房」はトイレの個室のことです。

障害者等用設備の例



(2) 調査の目的

本調査は、(1)の課題に加え、バリアフリー法の改正により、車椅子使用者用便房等の高齢者障害者等用施設等の利用について、施設設置管理者等に広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることを踏まえ、利用者の実態に即した取組を行う必要があることから、トイレの整備状況や利用状況に関する実態把握を行い、今後の取組方針の検討を行うため実施するものです。

2. 対象施設

各公共交通事業者等^{※4}が所有又は管理する旅客施設^{※5}内のトイレ

^{※4} 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第2条第1項第4号に該当するもの。

^{※5} バリアフリー法第2条第1項第5号に該当するもの。

3. 回答期限及び回答方法

回答期限：令和2年8月31日(月)

回答方法：別添の調査様式を以下の2つのメールアドレス宛にご提出ください。

・国土交通省総合政策局安心生活政策課 調査班(担当：吉田、原田)

メール：hqt-toilet.chousa@gxb.mlit.go.jp 電話：03-5253-8307

・調査事務局：社会システム株式会社(担当：吉田、向井)

メール：survey@crp.co.jp 電話：03-5791-1133

※ 集計の都合上、原則としてメールでの提出をお願いします。メールでの提出が困難な場合は FAX (FAX 番号:03-5791-1143) で送信いただき、その旨をご連絡ください。

ご提出の際は、ファイル名の【 】内に事業者名をご記入ください。

【事業者名】トイレ整備状況調査調査票.xlsx

4. 調査票記入要領

以下の記入要領を参照いただき、別添の調査様式に記入をお願いします。

調査票A 車椅子使用者用便房等と障害者等用設備が設置された一般便房の整備方針等に関する調査

車椅子使用者用便房等と障害者等用設備が設置された一般便房の整備方針・適正利用推進に関する方針等を把握するための調査票です。

調査票B 車椅子使用者用便房等と障害者等用設備が設置された一般便房の事例に関する調査

一般便房における障害者等用設備の分散設置、便房内の配置の工夫、周辺環境の工夫等に関する好事例を把握するための調査票です。

※ 本調査の回答は任意です。調査票A、Bのいずれにもご回答いただきたいと考えておりますが、回答可能な項目のみご回答いただくことでも支障ありません。

＜記入要領＞

調査票 A 車椅子使用者用便房等と障害者等用設備が設置された一般便房の整備方針等に関する調査

（１）基本情報

事業者名	事業者名をご記入ください。
------	---------------

（２）トイレの整備方針

所有又は管理する対象施設におけるトイレの整備方針のうち、該当するものを選択してください。

＜複数選択可＞

- 1：旅客施設の新設又は大規模な改良等を行う際に、車椅子使用者用便房等の整備を推進することとしている。
- 2：旅客施設の新設又は大規模な改良等を行う際に、車椅子使用者用便房等のほか、一般便房内に障害者等用設備の追加を推進することとしている。

基準適合義務がかかる施設

旅客施設 … 新設又は以下の大規模な改良等を行う場合には、その利用人数、規模にかかわらず基準適合義務の対象です。

＜基準適合義務の対象となる大規模な改良等＞

- 一 鉄道事業法による鉄道施設及び軌道法による軌道施設 … すべての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良
- 二 自動車ターミナル法によるバスターミナル、海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）及び航空旅客ターミナル施設 … 旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であって、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあっては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの

- 3：基準適合義務はかからないが旅客施設の改修等を行う際に、車椅子使用者用便房等の整備を推進することとしている。
- 4：基準適合義務はかからないが旅客施設の改修等を行う際に、車椅子使用者用便房等のほか、一般便房内に障害者等用設備の追加を推進することとしている。

基準適合義務がかからない施設の改良等

旅客施設 … 上記の大規模な改良等以外の工事を行う場合。

- 5：施設の改修等を予定していない場合でも、車椅子使用者用便房等の整備を推進することとしている。
- 6：施設の改修等を予定していない場合でも、車椅子使用者用便房等のほか、一般便房内に障害者等用設備の追加を推進することとしている。

トイレの整備や改修は施設の改修に該当しますが、ここではトイレのみ単独で整備・改修を行い、施設のその他部分に関しては改修等を行わない場合を指します。

- 7：特に車椅子使用者用便房等や一般便房への障害者等用設備の追加を推進していない。

(3) 障害者等用設備の設置に関する方針

所有又は管理する対象施設における障害者等用設備の設置に関する方針のうち、該当するものを選択してください。＜複数選択可＞

- 1：車椅子使用者用便房等に付加する障害者等用設備として、大型ベッドの設置について推進している。
- 2：車椅子使用者用便房等に付加する障害者等用設備として、乳幼児連れ対応（ベビーチェアやおむつ交換台の設置）について推進している。
- 3：施設内に配置されている車椅子使用者用便房等、一般便房内に設置されている障害者等用設備の総合案内表示の整備を推進している。
- 4：トイレの空室状況等を表示する機能の整備を推進している。
- 5：義務付けられている設備以外の整備はしていない。

(4) トイレの適正利用推進に関する方針

所有又は管理する対象施設におけるトイレの適正利用推進に関する方針のうち、該当するものを選択してください。＜複数選択可＞

- 1：車椅子使用者用便房等の長時間利用や目的外利用等を控えていただくよう、国土交通省が推進している「トイレの利用マナー啓発キャンペーン」に参加し、ポスター掲示、チラシの配布、HP への掲載を行っている。
- 2：車椅子使用者用便房等の長時間利用や目的外利用等を控えていただくよう、国土交通省のキャンペーン以外の方法でのポスター掲示、チラシの配布等やその他の取組を行っている。
- 3：車椅子使用者用便房等の長時間利用や目的外利用等を控えていただく必要はあるが、特にトイレ利用マナー啓発に関する取組は行っていない。
- 4：誰でも利用していいので、特にトイレ利用マナー啓発に関する取組は行っていない。

(5) 自由回答

トイレの整備で困っていること、トイレの整備で工夫されていること（高齢者、障害者等への対応）等について自由にご記入ください。

例：スペースがなく〇〇のための整備が難しい。車椅子使用者用便房等内で飲食する人がいてマナー啓発の方法に苦慮している。 など。

御社で最も新しいトイレの整備事例（施設名）と整備又は改修した年月をご記入ください。

＜記入要領＞

調査票B 車椅子使用者用便房等と障害者等用設備が設置された一般便房の事例に関する調査

所有または管理する旅客施設のトイレの中から、以下の区分(a)～(g)について、各区分の代表的な事例をひとつ挙げ、調査票の該当するシートに回答してください。

＜代表的な事例の選び方＞

- ① 車椅子使用者用便房等（多機能トイレ）への機能集中ではなく、一般便房への障害者等用設備の追加を行っている事例、便房内の設備やその配置について工夫している事例
- ② 設置年度または改修年度が比較的新しい事例

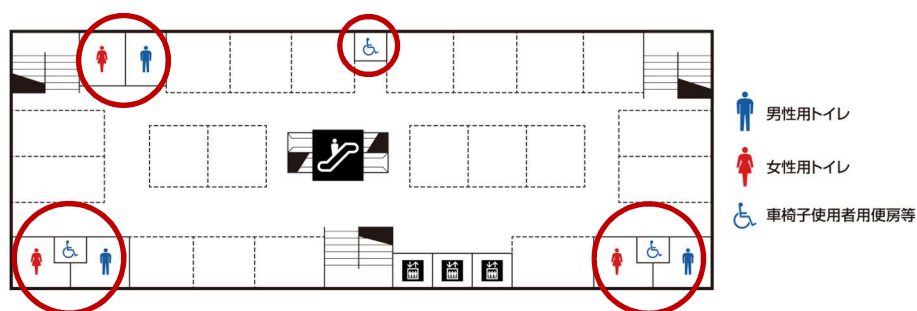
トイレの区分

- (a) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに1つ設置している事例（一般便房内には障害者等用設備なし）
- (b) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに1つ設置し、一般便房内にも障害者等用設備を追加している事例
- (c) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに2つ以上設置している事例（一般便房内には障害者等用設備なし）
- (d) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに2つ以上設置し、一般便房内にも障害者等用設備を追加している事例
- (e) 車椅子使用者用便房等のみを1つ設置している事例
- (f) 男女別トイレ内に車椅子使用者用便房等を設置している事例
- (g) その他（男女別トイレのみ、男女共用トイレのみ等）

※該当する事例がない場合、そのシートへの記入は不要です。

参考① ブロックの定義

トイレの種類に関わらず、トイレがまとまって設置されているエリアを1ブロックとします。（下図の例ではトイレは4ブロック）



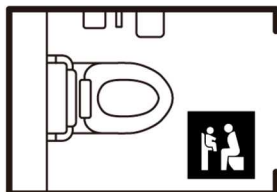
参考② 便房（個室）の定義

便房（個室）の定義は以下のとおりです。

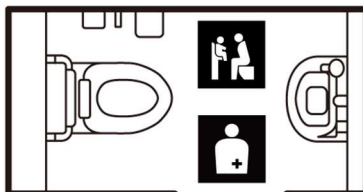
一般便房 (障害者等用設備なし)	一般用の便器のみが設置された便房
一般便房 (障害者等用設備あり)	一般用の便器と、障害者等用設備のいずれかが設置された便房
車椅子使用者用便房等	車椅子使用者が利用できる広さや手すりに加え、障害者等用設備のいずれかまたはすべてが設置された便房

● 一般便房（障害者等用設備あり）の例

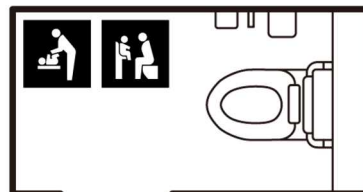
一般用の便器と
ベビーチェアが
備えられた便房



一般用の便器と
ベビーチェア・オストメイト水洗用設備が
備えられた便房

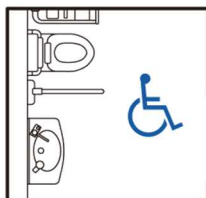


一般用の便器と
ベビーチェア・おむつ交換台が
備えられた便房



● 車椅子使用者用便房等の例

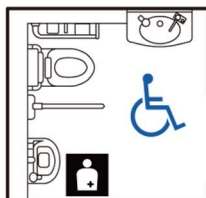
車椅子使用者用便房



車椅子使用者用便房に
大型ベッドを備えた便房



車椅子使用者用便房に
オストメイト用設備を
備えた便房



車椅子使用者用便房に
ベビーチェア・おむつ
交換台を備えた便房



車椅子使用者用便房に
複数の障害者等用設備を
備えた便房



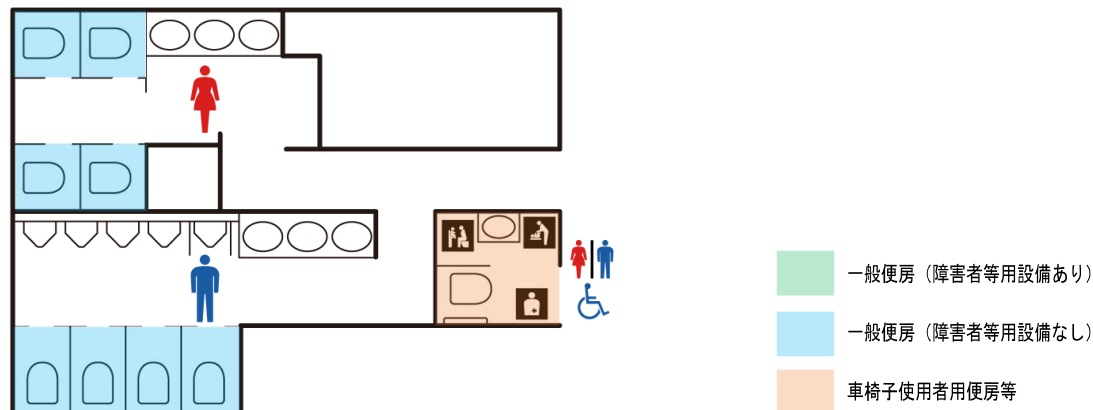
● ピクトグラムの凡例

オストメイト用設備	ベビーチェア	おむつ交換台
大型ベッド	着替え台	

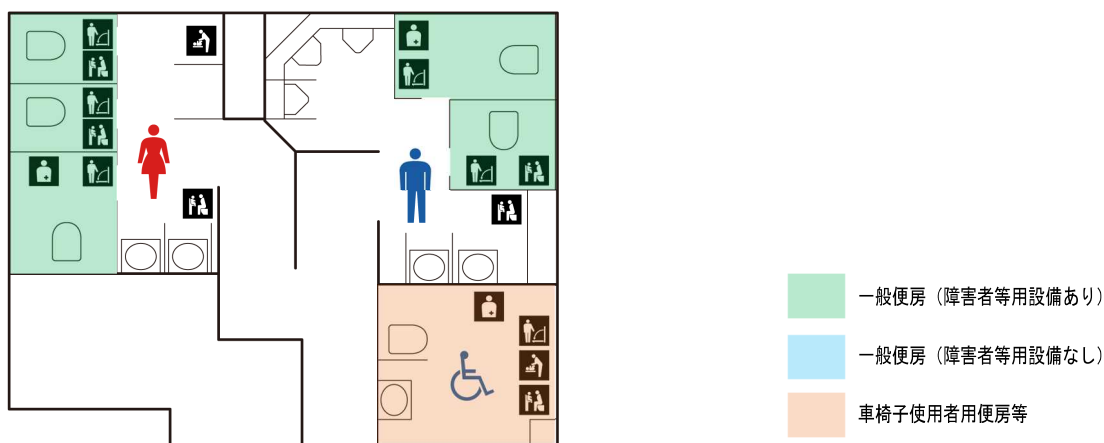
参考③ トイレの区分の定義

トイレの区分(a)～(f)の定義は以下のとおりです。

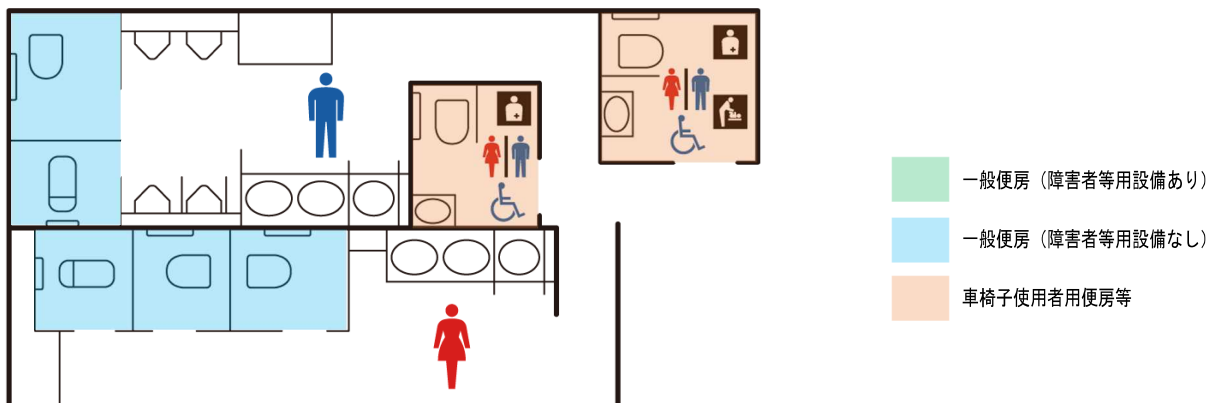
(a) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに1つ設置している事例（一般便房内には障害者等用設備なし）



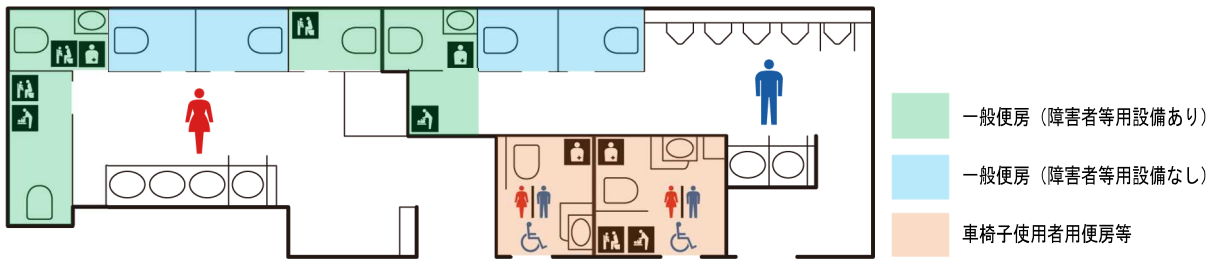
(b) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに1つ設置し、一般便房内にも障害者等用設備を追加している事例



(c) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに2つ以上設置している事例（一般便房には障害者等用設備なし）



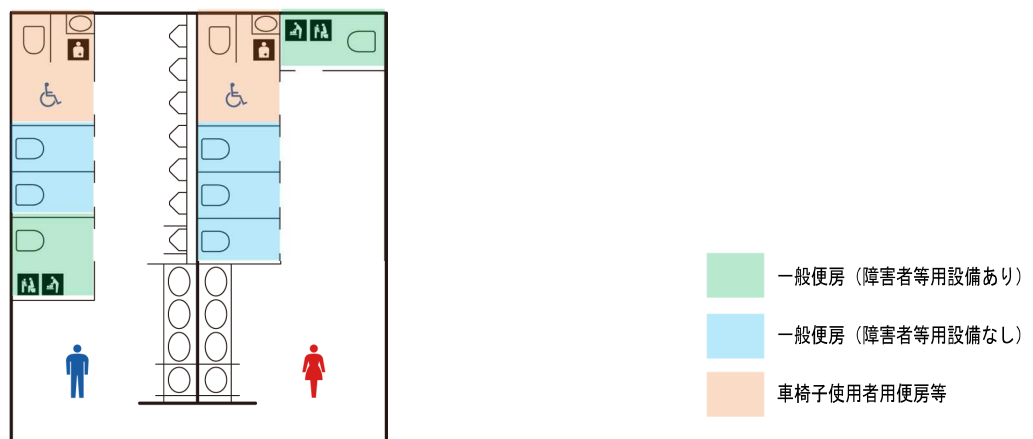
(d) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに2つ以上設置し、一般便房内にも障害者等用設備を追加している事例



(e) 車椅子使用者用便房等のみを1つ設置している事例



(f) 男女別トイレ内に車椅子使用者用便房等を設置している事例



(1) 基本情報

事業者名	調査票Aで記入いただいた内容が反映されます。
以下で回答する事例の区分	トイレの区分(a)～(g)が記入されています。 (事例の区分を確認し、対応するシートにご回答ください)
回答の対象とする施設名	回答の対象とする施設について、施設名をご記入ください。
所在地	回答の対象とする施設の所在地（都道府県・市区町村名）をご記入ください。
施設の日平均利用者数	回答の対象とする施設の1日の平均利用者数をご記入ください。
施設内にあるトイレブロック数	回答の対象とする施設内にあるトイレブロック数をご記入ください。 ※ トイレブロック数は、参考図①を参考に、 ・男女別トイレ+男女共用車椅子使用者用便房等 ・男女別トイレのみ（男女共用車椅子使用者用便房等が併設されていないもの） ・男女共用車椅子使用者用便房等のみ（男女別の一般トイレが併設されていないもの） などをそれぞれ「1」ブロックとカウントしてください。
施設の建設年度	回答の対象とする施設の建設年度を西暦でご記入ください。
トイレの設置 (最終改修) 年度	回答の対象とするトイレの最終改修年度（改修していない場合は設置年度）を西暦でご記入ください。

構内図、施設案内図等の提出様式は任意です。
例：別ファイル（PDF など）で提出
調査票の別シートへの貼り付け

(2) トイレの事例に関する情報

各区分に該当するトイレについてご回答ください。なお、ご回答いただくトイレの施設内での設置場所を把握するため、可能な範囲で構内図、施設案内図等をご提供ください。

トイレの位置	回答の対象とするトイレの設置場所が判別可能な情報をご記入ください。 例) ○○改札脇、2階出発ロビー南西側 等
通路からのトイレ出入口の有効幅員	通路から車椅子使用者用便房等の出入口、男女別トイレ内に車椅子使用者用便房等がある場合は男女別トイレの出入口の有効幅員（実際に通行できる幅）をご記入ください。
便房（個室）数	回答対象とする1ブロック内のトイレに設置されている車椅子使用者用便房等の数、男女別一般トイレ内の便房（個室）数及びそのうち障害者等用設備のある便房（個室）数をそれぞれご記入ください。
トイレ内（便房外）にある設備	トイレ内（便房外）におむつ交換台、ベビーチェア、パウダーコーナー、授乳室がある場合は、その数を記入してください。 ※ パウダーコーナーそのものはバリアフリーの観点で設置されているものではありませんが、車椅子使用者用便房等の目的外利用を防ぐための事例収集として質問しています。
情報案内	トイレの出入口等に該当する情報案内表示があれば「○」を、ない場合は「×」を選択してください。 ※ 案内図、音声案内、空き状況表示それぞれについてご回答ください。
ホームページ等での情報提供	障害者等用設備の有無、障害者等用設備の設置数や配置について、ホームページ等で情報提供を行なっている場合は「○」を、ない場合は「×」を選択してください。

便房の配置図（設計図）等の提出様式は任意です。
例：別ファイル（PDF など）で提出
調査票の別シートへの貼り付け

（３）便房（個室）に設置されている障害者等用設備に関する情報

各区分に該当するトイレについてご回答ください。なお、車椅子使用者用便房等内や障害者等用設備が分散設置されたトイレ内の各設備の配置について検討を行うため、可能な範囲で各便房（個室）の配置図（設計図）等をご提供ください。

車椅子使用者用便房等（個室）の形状	便房（個室）の形状について、以下の各項目で当てはまるものを選択してください。 <u>便房（個室）の広さ（幅と奥行き）※１</u> ・ 200cm 未満 ・ 200cm 以上～220 cm未満 ・ 220cm 以上 ※１ 便房（個室）の広さは壁芯ではなく、内部に設置されている「ライニング」（配管を隠すために設置されている壁）を除いた内寸でご回答ください。 <u>扉の形式</u> ・ 引き戸（自動） ・ 引き戸（手動） ・ 開き戸（自動） ・ 開き戸（手動） <u>（扉の）有効幅員（実際に通行できる幅）</u> ・ 80cm 未満 ・ 80cm 以上 90 cm未満 ・ 90 cm以上 ※ 男女別トイレについては車椅子使用者用便房等（個室）についてご回答ください。
車椅子使用者用便房等内に設置されている障害者等用設備	車椅子使用者用便房等内に設置されている以下の障害者等用設備について、該当するものがあれば「○」を、ない場合は「×」を選択してください。 ・ オストメイト用水洗設備 ・ ベビーチェア ・ おむつ交換台 ・ 大型ベッド（ある場合はサイズ（短辺と長辺）もご記入ください） ・ 着替え台 ・ 仕切り／カーテン ・ その他（具体的にご記入ください）
一般便房内（車椅子使用者用便房等以外）に設置されている障害者等用設備	一般便房内に設置されている以下の障害者等用設備が設置されている便房（個室）数をご記入ください。 ・ 手すり ・ オストメイト用水洗設備 ・ ベビーチェア ・ おむつ交換台 ・ 大型ベッド（ある場合はサイズ（短辺と長辺）もご記入ください） ・ 着替え台 ・ 仕切り／カーテン ・ その他（具体的にご記入ください）

車椅子使用者用便房等と障害者等用設備が設置された一般便房の整備方針等に関する調査（調査票A）

(1) 基本情報

事業者名	× × × × × × × × 株式会社
------	----------------------

(2) トイレの整備方針

所有又は管理する対象施設におけるトイレの整備方針のうち、該当するものを選択してください。＜複数選択可＞

1: 旅客施設の新設又は大規模な改良等を行う際に、車椅子使用者用便房等の整備を推進することとしている。	○
2: 旅客施設の新設又は大規模な改良等を行う際に、車椅子使用者用便房等のほか、一般便房内に障害者等用設備の追加を推進することとしている。	○
3: 基準適合義務はかからないが旅客施設の改修等を行う際に、車椅子使用者用便房等の整備を推進することとしている。	
4: 基準適合義務はかからないが旅客施設の改修等を行う際に、車椅子使用者用便房等のほか、一般便房内に障害者等用設備の追加を推進することとしている。	
5: 施設の改修等を予定していない場合でも、車椅子使用者用便房等の整備を推進することとしている。	
6: 施設の改修等を予定していない場合でも、車椅子使用者用便房等のほか、一般便房内に障害者等用設備の追加を推進することとしている。	
7: 特に車椅子使用者用便房等や一般便房への障害者等用設備の追加を推進していない。	

(3) 障害者等用設備の設置に関する方針

所有又は管理する対象施設における障害者等用設備の設置に関する方針のうち、該当するものを選択してください。＜複数選択可＞

1: 車椅子使用者用便房等に付加する障害者等用設備として、大型ベッドの設置について推進している。	
2: 車椅子使用者用便房等に付加する障害者等用設備として、乳幼児連れ対応（ベビーチェアやおむつ交換台の設置）について推進している。	○
3: 施設内に配置されている車椅子使用者用便房等、一般便房内に設置されている障害者等用設備の総合案内表示の整備を推進している。	
4: トイレの空室状況等を表示する機能の整備を推進している。	
5: 義務付けられている設備以外の整備はしていない。	

(4) トイレの適正利用推進に関する方針

所有又は管理する対象施設におけるトイレの適正利用推進に関する方針のうち、該当するものを選択してください。＜複数選択可＞

1: 車椅子使用者用便房等の長時間利用や目的外利用等を控えていただくよう、国土交通省が推進している「トイレの利用マナー啓発キャンペーン」に参加し、ポスター掲示、チラシの配布、HPへの掲載を行っている。	○
2: 車椅子使用者用便房等の長時間利用や目的外利用等を控えていただくよう、国土交通省のキャンペーン以外の方法でのポスター掲示、チラシの配布等やその他の取組を行っている。	
3: 必要はあるが、特にトイレ利用マナー啓発に関する取組は行っていない。	
4: 誰でも利用していいので、特にトイレ利用マナー啓発に関する取組は行っていない。	

(5) 自由回答

トイレの整備で困っていること、トイレの整備で工夫されていること（高齢者、障害者等への対応）等について自由にご記入ください。

(例：スペースがなく〇〇のための整備が難しい。車椅子使用者用便房等内で飲食する人がいてマナー啓発の方法に苦慮している。 など。)

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

御社で最も新しいトイレの整備事例（施設名）をご記入ください。

〇〇〇〇駅の×××改札脇に設置しているトイレ（2019年度新設）

このシートでは **トイレ区分(d)の代表的な事例**についてご回答ください。

- ・ **回答の対象とする施設名**：回答の対象とする施設について、施設名をご記入ください。
- ・ **施設の所在地（市区町村まで）**：回答の対象とする施設の所在地（都道府県・市区町村名）をご記入ください。
- ・ **施設の日平均利用者数**：回答の対象とする施設の1日の平均利用者数をご記入ください。
- ・ **施設にあるトイレブロック数**：回答の対象とする施設内にあるトイレブロック数をご記入ください。※ブロックの定義は実施要領をご参照ください。
- ・ **施設の建設年度（西暦）**：回答の対象とする施設の建設年度を西暦でご記入ください。
- ・ **トイレの最終改修年度（西暦）**：回答の対象とするトイレの最終改修年度（改修していない場合は設置年度）を西暦でご記入ください。

事業者名	× × × × × × × × × × 株式会社									
------	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(d) 車椅子使用者用便房等を1ブロックに2以上設置し、一般便房内にも障害者等用設備を追加している事例									
回答の対象とする施設名	× × × × 駅		施設の所在地（市区町村まで）		東京都 × × 区				
施設の日平均利用者数	160,000人		施設内にあるトイレブロック数	1ブロック		施設の建設年度（西暦）	1997年度		2018年度

(2) トイレの事例に関する情報

回答の対象とするトイレについてご回答ください。（ご回答いただくトイレの施設内での設置場所を把握するため、可能な範囲で構内図、施設案内図等をご提供ください。）

- ・ **トイレの位置**：回答の対象とするトイレの設置場所が判別可能な情報をご記入ください。（例：〇〇改札脇、2階出発ロビー・南西側 等）
- ・ **通路からのトイレ出入口の有効幅員**：通路から車椅子使用者用便房等の出入口、男女別トイレ内に車椅子使用者用便房等がある場合は男女別トイレの有効幅員（実際に通行できる幅）をご記入ください。
- ・ **便房（個室）数**：回答の対象とする1ブロック内のトイレに設置されている車椅子使用者用便房等の数、男女別一般トイレ内の便房（個室）数及びそのうち障害者等用設備のある便房（個室）数をそれぞれご記入ください。
- ・ **トイレ内（便房外）の設備**：トイレ内（便房外）におむつ交換台、ベビーチェア、パウダーコーナー・授乳室がある場合は、その数を記入してください。
- ・ **情報案内**：トイレの出入口等に該当する情報案内があれば「○」を、ない場合は「×」を選択してください。（案内図、音声案内、空き情報表示のそれぞれについてご回答ください。）
- ・ **ホームページ等での情報提供**：障害者等用設備の有無、障害者等用設備の設置数や配置については、ホームページ等を選択してください。

トイレの位置	通路からのトイレ出入口の有効幅員				便房（個室）数			
	車椅子使用者用便房等（男女共用）1つ目	車椅子使用者用便房等（男女共用）2つ目	車椅子使用者用便房等（男性用）	車椅子使用者用便房等（女性用）	男女共用便房	男性用便房	女性用便房	うち障害者等用設備が設置されている便房
	車椅子使用者用便房等（男女共用）1つ目	車椅子使用者用便房等（男女共用）2つ目	車椅子使用者用便房等（男性用）	車椅子使用者用便房等（女性用）	男女共用便房	男性用便房	女性用便房	うち障害者等用設備が設置されている便房
〇〇改札脇	100cm	85cm			2個	2個	3個	5個
								3個

車椅子使用者用便房等（個室）が設置されている場合のみ回答

車椅子使用者用便房等（男女共用）1つ目	トイレ内（便房外）の設備				情報案内				ホームページ等での情報提供	
	おむつ交換台	ベビーチェア	パウダーコーナー	授乳室	案内図（便房内情報）	音声案内	空き状況表示	障害者等用設備の有無	障害者等用設備の設置数や配置	
車椅子使用者用便房等（男女共用）1つ目					○	○	×	○	×	
車椅子使用者用便房等（男女共用）2つ目					○	○	×	○	×	
男女共用トイレ					○	○	×	○	×	
男性用トイレ	0個	0個	0か所	0か所	○	○	×	○	×	
女性用トイレ	0個	0個	1か所	0か所	○	○	×	○	×	

(3) 便房(個室)に関する情報

記入例

- 回答の対象とするトイレの便房（個室）についてご回答ください。

(車椅子使用者用便所等内や障害者等トイレ内の各設備の配置について検討を行うため、可能な範囲で各便所(個室)の配置図(設計図)等をご提供ください。)

○車椅子使用者用便房等に関する情報

- ・車椅子使用者用便所等（個室）の形状：便所（個室）の形状について、便所（個室）の広さ（幅と奥行き）、扉の形式、扉の有効幅員（実際に通行できる幅）を、ドロッパーダウンされる選択肢から選択してください。
 - ・車椅子使用者用便所等（個室）の機能：車椅子使用者用便所等内に設置されている障害者専用設備について、該当するものがあれば「○」を、ない場合は「×」を選択してください。
- 一般便所（車椅子使用者用便所等以外）に関する情報
- ・一一般便所内に設置されている障害者専用設備：一般便所内に設置されている障害者専用設備について、設備が設置されている便所（個室）数をご記入ください。

●車椅子使用者等用便房に関する情報

[illegible]

●一般便房（車椅子使用者用便房等以外の便房）に設置されている障害者等用設備に関する情報

一般便所内に設置されている障害者等用設備									
	便所内の手すり		オストメイト用 水洗設備	ベビーカー用 おむつ交換台	大型ベッド	着替え台		仕切り／カーテン	その他
						短辺 (cm)	長辺 (cm)		
男女共用便所									
男性用便所	3個		1個	1個	0個		0個	0個	
女性用便所	5個		1個	3個	0個		0個	0個	

回答対象トイシの例

